

答 申 第 1 2 号

《 公 表 用 》

鎌情・個審査第59号

平成24年 2月13日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 安 富 潔

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて（答申）

平成23年5月19日付け鎌公園第32-1号で諮問のあった行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

〔注記〕公表用の答申は、固有名詞部分の表記を「〇〇〇〇」に置き換えています。

1 審査会の結論

異議申立人による「地縁団体法人〇〇〇〇自治会街路樹愛護会設立届書、地縁団体法人〇〇〇〇自治会街路樹愛護会活動報告書（直近のもの）、地縁団体法人〇〇〇〇自治会街路樹愛護会報償金請求書」の公開請求に対して実施機関鎌倉市長が平成23年4月6日付けで行った行政文書一部公開決定処分の非公開部分のうち地縁団体法人〇〇〇〇自治会街路樹愛護会（〇〇〇〇〇街路樹愛護会）設立届書に記載された届出者の氏名は、公開することが妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成23年3月29日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日、条例第4号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し「地縁団体法人〇〇〇〇自治会街路樹愛護会設立届書、地縁団体法人〇〇〇〇自治会街路樹愛護会活動報告書（直近のもの）、地縁団体法人〇〇〇〇自治会街路樹愛護会報償金請求書」の公開請求を行った。

実施機関は、異議申立人が公開を求めている文書を「〇〇〇〇〇街路樹愛護会の街路樹愛護会設立届書、同会の街路樹愛護会活動実施報告書（直近のもの）、同会の集合命令金額債権者表（街路樹愛護会報償費）（以下「本件対象文書」という。）」と特定し、平成23年4月6日付け鎌倉市指令公園第1184号で異議申立人に条例第7条第1項により行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、平成23年4月19日付けで、本件処分の取り消しを求めて異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人の主張は、本件対象文書のうち〇〇〇〇〇街路樹愛護会（以下「本件街路樹愛護会」という。）の街路樹愛護会設立届書（以下「設立届書」という。）の届出者の氏名が非公開とされた部分について、取り消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人から平成23年6月21日付けで提出された意見書及び平成23年12月26日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異

議申立ての理由は、次のとおりである。

実施機関は、本件対象文書のうち設立届書中の届出者の氏名欄について、条例第6条第1号に該当するとして非公開とした。条例第6条第1号は、「個人に関する情報」は公開しない旨規定するが、「事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。」としている。

鎌倉市街路樹愛護会の設立等に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条によれば、「町内会、自治会、老人クラブ、婦人会、子供会等の団体の代表者は、街路樹愛護会を設立することができる。」と規定している。

団体の役員である代表者の氏名は、条例第6条第1号の個人に関する情報からは除外されていることから、当該部分は公開すべきである。

実施機関は、平成23年6月7日付け鎌公園第109号行政文書一部公開決定理由書で、「街路樹愛護会は、要綱に基づき設立される任意の団体であり、団体としての規約を有し、かつ代表者などの定めがある団体にはあたらない」ため、設立届書中の届出者の氏名は、条例第6条第1号の「事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」には当たらず、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であるとして非公開にしている。

しかし、要綱第2条の規定によれば、街路樹愛護会は「町内会、自治会、老人クラブ、婦人会、子供会等の団体」の代表者が設立するものであり、さらに、本件の場合、設立届書中の既に公開されている部分である「所属町内会・自治会」欄に「〇〇〇〇自治会」と記載されていることから判断すると、設立届書中の届出者の氏名欄には〇〇〇〇自治会の会長名が記載されていると推測できることから、当該氏名欄の記載は、個人に関する情報には該当せず公開すべきである。

4 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

実施機関の平成23年6月7日付け決定理由書及び平成23年12月26日実施の口頭による決定理由説明聴取を総合すると、本件対象文書を一部公開とした理由は、次のとおりである。

本件対象文書中の設立届書には、届出者の住所、氏名及び電話番号が記載されており、これらは条例第6条第1号の個人に関する情報に該当すると判断し非公開とした。

異議申立人は、設立届書に記載された届出者の氏名は、条例第6条第1号の個人に関する情報から除外されている「事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」に該当し公開すべきであると主張する。

しかし、要綱第2条の規定については、要綱第1条の規定の趣旨から広く市民に街路樹愛護活動に参加してもらうため、「団体としての規約を有し、かつ代表者などの定めがある団体」には該当しない愛護会活動を行う有志の集まりであっても、街路樹愛護会として承認するという運用を行ってきている。

本件街路樹愛護会は、まさにこのような組織であり、「団体としての規約を有し、かつ代表者などの定めがある団体」にはあたらないため、その代表者の氏名は「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」には当たらない。

また、異議申立人は、設立届書中の既に公開されている「所属町内会・自治会」欄に「〇〇〇〇自治会」と記載されていることから推測すると、設立届書中の届出者の氏名欄には〇〇〇〇自治会の会長名が記載されているはずであるとしている。

しかし、要綱第2条は、「町内会、自治会、老人クラブ、婦人会、子供会等の団体」と規定していることから、街路樹愛護会の設立を届け出ることができる者は町内会・自治会の会長に限られないし、同条の「町内会、自治会、老人クラブ、婦人会、子供会等の団体」という規定から明らかなように、「町内会・自治会」以外のものであっても団体であれば街路樹愛護会を設立できる。

設立届書中の「所属町内会・自治会」の欄は、当該届出書を提出した街路樹愛護会が町内会・自治会を構成する組織であることを示すためではなく、街路樹愛護活動を行う路線がいずれの町内会・自治会に関係するかを把握するために記入してもらうものである。

したがって、設立届書に記載された届出者の氏名は、条例第6条第1号の個人に関する情報に該当し、非公開にすべき情報であると判断した。

5 審査会の判断

(1) 条例第6条第1号該当性について

実施機関の説明によれば、広く市民に街路樹愛護活動に参加してもらうため、「団体としての規約を有し、かつ代表者などの定めがある団体」には該当しない愛護会活動を行う有志の集まりであっても、街路樹愛護会として承認してきており、本件対象文書に係る本件街路樹愛護会もそのような組織であることから、その代表者の氏名は団体の代表者の氏名ではなく、条例第6条第1号の個人に関する情報に該当すると判断している。

しかし、異議申立人は、要綱第2条の規定によれば街路樹愛護会を設立することができるのは「町内会、自治会、老人クラブ、婦人会、子供会等の団体」の代表者であり、また、設立届書の公開されている部分の記載から推測すると、届出者の氏名欄には自治会の会長名が記載されていると考えられるとして、条例第6条第1号の個人に関する情報には当たらないと主張している。

そこで、当審査会としては、本件街路樹愛護会が条例第6条第1号の個人に関する情報の除外規定の要件である「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。」における「その他の団体」に該当するか否か、検討する。

「その他の団体」といえるためには、鎌倉市「情報公開ハンドブック・Ⅱ解釈及び運用の基準等」によれば、当該団体が「団体としての規約を有し、かつ代表者などの定めがある団体としての実体を有する法人格のない団体」であることが必要である。

ここで、要綱第2条の規定を文言どおり解釈すれば、「町内会・自治会」以外の団体であっても街路樹愛護会を設立できることは明らかであるが、「町内会、自治会、老人クラブ、婦人会、子供会等の団体」と規定されている以上、当該団体は、権利能力なき社団をいうものと解すべきである。権利能力なき社団は、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していなければならない、その資産は構成員に総有的に帰属すると解されている（最高裁判所昭和35（オ）1029号同昭和39年10月15日第一小法廷判決・民集第18巻8号1671頁）。したがって、実施機関のように本件街路樹愛護会を「団体としての規約を有し、かつ代表者などの定めがある団体としての実体を有する法人格の

ない団体」に該当しない愛護会活動を行う有志の集まりまで含まれると解釈することには、無理がある。

以上のことから判断すると、本件街路樹愛護会の代表者の氏名は、異議申立人が主張するとおり、条例第6条第1号の個人に関する情報から除外されている「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」に当たると解されるから、本件処分のうち、設立届書に記載された届出者の氏名を条例第6条第1号の「個人に関する情報」に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当ではなく、設立届書に記載された届出者の氏名は公開すべきである。

以上のとおりであるので、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙)

審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
23. 5. 19	諮問（諮問第10号）
5. 19	異議申立人に対し、情報公開・個人情報保護審査会 諮問通知書送付
5. 23	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書 の提出要請
6. 7	行政文書一部公開決定理由書を受理
6. 10	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由書の 写しを送付及び意見書の提出要請
6. 21	異議申立人から意見書提出
6. 28	実施機関に意見書（写し）送付
7. 6	審議（第30回審査会）
12. 26	審議（第34回審査会） 実施機関から行政文書一部公開決定理由説明の聴取 異議申立人から意見聴取
24. 1. 26	審議（第35回審査会）
24. 2. 13	答申